１．件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（全面マスク着用を不要とするエリア内のマスク着用基準の変更）に係る面談
２．日時：令和３年５月２４日（月）１４時００分～１４時２０分
３．場所：原子力規制庁　６階会議室
４．出席者
原子力規制庁
原子力規制部　東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
横山係長
高松専門職（テレビ会議システムによる出席）
東京電力ホールディングス株式会社　福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所　担当２名（テレビ会議システムによる出席）

５．要旨
- 東京電力ホールディングス株式会社から、１２月７日付けで申請のあった実施計画の変更認可申請に関し、資料に基づき以下の説明を受けた。
  - 実施計画変更前で用いている「高濃度粉じん作業」と変更後の「ダストが舞い上がる作業」は、同義としていること。
  - 不測の事態の備え、構内全域において一斉放送もしくは PHS による連絡で構内作業員に対し全面マスク着用の指示が可能としている。そのため、新たに設定される全面マスク着用不要エリアについても一斉放送もしくは PHS による全面マスク着用の指示が可能であり、全面マスク着用不要エリアの設定条件を満たしていること。
  - ２０２０年８月に発生した３号タービン建屋屋上部雨水対策工事における顔面汚染の再発防止対策について、ダストが舞い上がる作業において半面マスクの使用を不可とすることで顔面汚染の再発防止を図っていること。
  - 床・壁等に汚染が付着するおそれがある作業のリスク抽出は、作業計画時の RWA 作成時に用いる作業環境のサーベイデータを元に確認し実施するが、新たな作業現場でそのデータがない場合は、新たにサーベイを実施し作業環境の汚染リスクを確認すること。また、サーベイデータにより汚染レベルが高いと思われる作業環境については、除染作業や適切な放射線防護装備に変更することにより作業員の被ばく低減を図るようにすること。
  - マスク着用基準の変更後の運用については、実施計画に記載する４区分による運用とし、保護具装備等の詳細を記載している放射線基本マニュアルなどを適時見直しながら、適切に運用していくこと。
- 原子力規制庁は、上記説明を確認した。

６．その他
資料：
福島第一原子力発電所構内における全面マスク着用不要とするエリアの設定並びに運用の変更について

以上